

子ども・子育て支援新制度の施行に向けた対応について（幼稚園の利用者負担に係るもの）

1 背景

平成24年8月22日に公布された子ども・子育て支援法等関係法令が施行されることにより、平成27年4月1日から子ども・子育て支援新制度のもとに、子どものための教育・保育給付が提供されることとなります。

新制度においては、保護者から支払いを受ける利用者負担に関する事項を定める必要があることから、新制度の施行に向けて津市立幼稚園保育料徴収条例の見直しによる所要の対応を行うものです。

2 対応内容

(1) 保護者の利用者負担

津市立幼稚園における保護者の利用者負担については、新たな教育・保育給付制度のもと、子ども・子育て支援法の規定に基づき、政令で定める額を限度として市長が定める額とします。

なお、利用者負担額の算定基準は、市民税の階層に応じた金額とし、今後、国の示す基準額が確定され次第、経過措置を加え、保護者の負担に与える影響を考慮した額を速やかに規則において定めるものとします。

(2) 減免、預かり保育について

利用者負担額の減免に関すること及び津市立幼稚園における預かり保育の利用者負担については、別に定めるものとします。

3 今後の対応について

津市立幼稚園保護者の利用者負担については、津市立幼稚園保育料徴収条例の全部の改正についての議案を平成26年第4回津市議会定例会に提出する予定です。

なお、利用者負担額については、国の示す基準額が確定され次第、改めて協議をお願いする予定です。

○子ども・子育て支援法（抜粋）

（支給要件）

第19条 子どものための教育・保育給付は、次に掲げる小学校就学前子どもの保護者に対し、その小学校就学前子どもの第27条第1項に規定する特定教育・保育、第28条第1項第2号に規定する特別利用保育、同項第3号に規定する特別利用教育、第29条第1項に規定する特定地域型保育又は第30条第1項第4号に規定する特例保育の利用について行う。

- (1) 満3歳以上の小学校就学前子ども（次号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。）
- (2) 満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
- (3) 満3歳未満の小学校就学前子どもであって、前号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

2 略

（施設型給付費の支給）

第27条 市町村は、支給認定子どもが、支給認定の有効期間内において、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設（以下「特定教育・保育施設」という。）から当該確認に係る教育・保育（地域型保育を除き、第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあっては認定こども園において受ける教育・保育（保育にあっては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な1日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める1日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。）又は幼稚園において受ける教育に限り、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあっては認定こども園において受ける教育・保育又は保育所において受ける保育に限り、同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあっては認定こども園又は保育所において受ける保育に限る。以下「特定教育・保育」という。）を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者に対し、当該特定教

育・保育（保育にあつては、保育必要量の範囲内のものに限る。以下「支給認定教育・保育」という。）に要した費用について、施設型給付費を支給する。

2 略

3 施設型給付費の額は、一月につき、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

(1) 第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量、当該特定教育・保育施設の所在する地域等を勘案して算定される特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該支給認定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定教育・保育に要した費用の額）

(2) 政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額

4～8 略

（特例施設型給付費の支給）

第28条

1 略

2 特例施設型給付費の額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特定教育・保育 前条第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を基準として市町村が定める額

(2) 特別利用保育 特別利用保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

(3) 特別利用教育 特別利用教育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教

育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

3～5 略

（特定教育・保育施設の確認）

第31条 第27条第1項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者（国（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。附則第7条において同じ。）を除き、法人に限る。以下同じ。）の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

- (1) 認定こども園 第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- (2) 幼稚園 第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- (3) 保育所 第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

2～3 略

○津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（抜粋）

（利用者負担額等の受領）

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては、法第28条第2項第3号に規定する市町村が定める額とする。）をいう。）の支払いを受けるものとする。

2 特定教育保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項

第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあっては法第28条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

- 3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いを支給認定保護者から受けることができる。
- 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
 - (1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用
 - (2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用
 - (3) 食事の提供に要する費用（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）
 - (4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用
 - (5) 前4号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの